

議案第40号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年5月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。